

平成27年第3回長与町議会定例会会議録（第4号）

招集年月日 平成27年 9月 1日
本日の会議 平成27年 9月 4日
招集場所 長与町議会議場

出席議員

1番 浦川 圭一 議員 2番 中村 美穂 議員 3番 安部 都 議員
5番 饗庭 敦子 議員 6番 安藤 克彦 議員 7番 金子 恵 議員
8番 分部 和弘 議員 9番 西岡 克之 議員 10番 岩永 政則 議員
11番 喜々津英世 議員 12番 山口憲一郎 議員 13番 堤 理志 議員
14番 河野 龍二 議員 15番 吉岡 清彦 議員 16番 竹中 悟 議員
17番 内村 博法 議員

欠席議員

なし

職務のため出席した者

議会事務局 長 濱口 務 君 議事課 長 中山 庄治 君

説明のため出席した者

町 長	吉田 慎一 君	副 町 長	鈴木 典秀 君
教 育 長	黒田 義和 君	総 務 部 長	荒木 重臣 君
企 画 振 興 部 長	松尾 義行 君	建 設 部 長	森 浩平 君
生 活 福 祉 部 長	松浦 篤美 君	教 育 次 長	帯田 由寿 君
水 道 局 長	古賀 洋 君	会 計 管 理 者	和泉 嘉彦 君
総 務 部 理 事	田平 俊則 君	企 画 振 興 部 理 事	大津 鉄治 君
教 育 委 員 会 理 事	近藤 徳雄 君	水 道 局 理 事	道端 和彦 君
政 策 推 進 課 長	山本 昭彦 君	総 務 課 長	谷本 圭介 君
財 務 課 長	田中 一之 君	管 財 課 長	迎 英樹 君
収 納 推 進 課 長	帯田 俊文 君	企 画 課 長	久保平敏弘 君
情 報 管 理 課 長	谷本 清 君	都 市 整 備 課 長	松邨 清茂 君
管 理 課 長	濱 伸二 君	農 林 水 産 課 長	中嶋 敏純 君
福 祉 課 長	村田ゆかり 君	健 康 保 険 課 長	森川 寛子 君
介 護 保 険 課 長	富永 正彦 君	環 境 対 策 課 長	木島 英利 君
住 民 課 長	西平 隆邦 君	教 育 総 務 課 長	谷本 圭介 君
生 涯 学 習 課 長	栗山 浩二 君	ス ポ ー ツ 振 興 課 長	山口 正 君
水 道 課 長	吉田 邦彦 君	下 水 道 課 長	道端 和彦 君
会 計 課 長	山口 利弘 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	松本 廣 君
監 査 事 務 局 長	森 省二 君		

会議録署名議員

6番 安藤 克彦 議員

7番 金子 恵 議員

本日の会議に付した案件・・・・・・別紙日程のとおり

開会 9時30分

散会 13時59分

○議長（内村博法議員）

皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

通告順11、堤理志議員の①町道・県道の安全対策について。

②子供医療費助成の対象年齢拡充についての質問を同時に許します。

13番、堤理志議員。

○13番（堤理志議員）

皆さんおはようございます。

さっそく、一般質問をさせていただきたいと思います。

まず1点目、町道・県道の安全対策について質問いたします。

この間、道路の安全対策について考えさせられる事例があり質問をいたします。

長与ニュータウン入り口交差点は、長与駅方面からニュータウンへの右折待ちの際、対向車線の右折待ちの車列により、対向する直進車の存在を視覚的に確認することが困難であり、危険な状態が続いています。

以前、自治会からも改善の要望があり、町と県で若干の改良工事を行った経緯があります。

しかし、根本的な問題の解決には至っていません。

道路の形状を大幅に変更することは難しいとの理由であったと認識を、ここはちょっとタイプミスでありますけれども、認識しています。

この場所の歩道には、既存の電柱があります。

この電柱に道路反射鏡、いわゆるカーブミラーでありますけれども、これをつけることができれば、対向直進車の存在を視覚的に把握でき、不安解消と事故防止につながると考えます。

住民の長年の不安を解消するために、道路反射鏡を設置できないかをお伺いをいたします。

この道路県道の安全対策についての2番目に長与ニュータウンの東区自治会の高台の方でありますけれども、ここから平木場方面へおりていく階段歩道があります。

通称さくら階段と呼んでおりますけれども、洗切小学校への通学路でもあり、春先は桜のトンネルをくぐり、登下校する子供たちの元気な様子が見られます。

7月1日の朝、この桜並木の一本の大枝が倒れ通学路をふさぎました。

大人数人がかりでも持ち上げられないほどの大枝でありました。

急遽、地域住民が集まり通学時間帯の前に枝を細分化し、除去し、通学してきた児童を安全なほうへ誘導するなどして、子供たちは安全に通行することができました。

もし、この枝が小学生の通学時間帯に倒れていたら大事故につながりかねなかったとの思いをしたところです。

平成26年の6月議会で、私は一定年数を経た植栽の根腐れ枝枯れの状況把握の必要性について質問をした経緯がございます。

今回の事態を受け、改めて、町内全体の老木等の管理体制を再確認しておく必要があると考えます。

管理や安全対策のあり方に問題はないのか、また、今後の課題などについてお伺いをいたします。

2点目、子供医療費助成の対象年齢の拡充についてであります。

子供の医療費の支払い方法の簡素化を平成20年9月議会、21年12月議会、22年9月議会などで提案をしてきました。

これらは、子育て世代の負担軽減、少子化対策として提案してきたものであります。

当時の町長の答弁は、今後町村で足並みをそろえてという答弁でありましたが、知事がかわり、知事の政治決断でほとんどの県内自治体を実施するに至りました。

現在、子供医療費助成の対象年齢拡充について、母子家庭、障害者世帯の対応した後に足並みをそろえてとの趣旨の答弁であったと思います。

弱者への対応は当然のことではありますが、若年層の子育て世代は比較的収入も少ない上、子育てに必要な費用も多く、経済的弱者と捉える必要があるのではないのでしょうか。

また、地方創生の命題としていかに地方で子供を産み育てる環境の充実を図るかが、各自治体の喫緊の課題と言えます。

こうした中、隣に位置する長崎市は来年度から子供医療費の対象年齢を拡充する方向で準備を始めています。

若い世代に長与町へ移住してもらい、そこに住む人口をふやしていくためには、子育て支援策を充実させる必要があります。

自治体が足並みをそろえてとしてきた前提が崩れようとしている現状にあっては、本町もこの変化に対応する施策が必要だと考えます。

保育料の引き下げの実施は大きな前進でありました。

子供医療費の拡充に踏み出すときだと思いますが、町長の見解を伺います。

以上よろしく願いいたします。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

皆さんおはようございます。

今日3日目最初の質問者であります堤議員の質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

1番目、1点目の質問でございます。

カーブミラーの設置ということでございます。

御指摘のとおりニュータウン入り口交差点の右折の際の直進車の見通しが悪いという

御指摘がありまして、一部改良工事や時差式信号機の設置の要望等を行っているところでございます。

御質問の既存電柱へのカーブミラーの設置につきましてはですね、先般、九州電力の方に確認をいたしましたところですね、電柱への設置については作業等に支障をきたす恐れがあるということですね、許可をしてないという、こういった回答でございました。

そういう回答ということは、結局設置に適した場所、あるいは、許可が出るか出ないか、あるいは、効果があるのかどうかということについてですね、そういったものを設置については、道路管理者あるいは警察、あるいは関係機関の御意見も参考しながらですね、対応していくということになっていくんじゃないだろうかと考えております。

そして2点目ですね、町内の老木等の管理安全対策でございます。

町道内の街路樹につきましては、平成26年度6月議会で回答をしておりますけれども、そういう形で点検を行っておりますけれども、町内全体ですね、老木等の管理をすべて行うという事は、現実的に大変厳しいということでございますけれども、現在の対応としましては、学校区ごとの危険箇所点検、あるいは自治会要望などによりですね、現地調査を行っているというのが現実でございます。

今後ですね、地域の皆様の御協力を得ながら、連絡をいただき早急に対応してまいりたいと思っております。

いろんな伝言板とかですね、そういった中でも最近は、ずいぶん入ってきてまして、ここを直して欲しいとか、ここがあぶないよという投書もあります。

そういった形ですね、今、対応をしてるのが現状でございます。

大きな2番目の子供医療費助成の対象年齢拡充についてということでございます。

昨日ですね、この質問があったわけでございます。

長崎市では乳幼児医療費の制度拡充ということで、来年度から小学生までを対象とする旨の条例改正が6月議会で議決されておるということは、もうご案内のとおりでございます。

本町におきましてですね、子育て支援につきましては、町の最重要施策の一つとしてとらえております。

住民アンケート等をもとにですね、各種子育て支援施策の優先順位についてですね、検討しているところでございます。

御質問の医療費の対象年齢拡充につきましてはですね、財政処置だけでなく事務量の増加にもつながってまいります。

今後、財政面や人員体制整備を図りながら対象年齢拡充ができるようですね、できる限りの努力をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

まず、ニュータウンの交差点の部分の質問から再質問させていただきたいと思いますが、けれども。

この間、同僚議員からも、また、自治会からも要望があつてゐるわけでありましてけれども、町として、私は、今回、非常に危険じゃないかという認識をですね聞きたいと思うんですが、私は、毎日通うわけでありましてけれども、大変危険だなという感想を持つてゐるんですが、長与町としてこの交差点の私が言った、この右折の状況というのが、危険だなという認識がまずあるかどうか、ここからまずお伺いしたい思います。

○議長（内村博法議員）

大津企画振興部理事。

○企画振興部理事兼地域政策課長（大津鉄治君）

お答えをさせていただきます。

町としての危険をどう感じるのかということですが、これはもう以前から地区の自治会あるいは地元の方からもそういった御意見があり、町といたしましてもそういう時差式信号、あるいは、先ほどの町長の答弁で申しました道路の一部改良、そういうふうな対応もさせていただいております。

今回、議員からの御質問を受けたときにですね、私も早速、そこを何回か実際通ってみました。

確かに視界がちょっと見えにくいという点も感じております。

そういう認識のもとにですね、今回、町長が回答をさせていただいた通りでございます、非常にやはり危険な部分もあるという視界が悪いという認識では、議員が御指摘のとおりだというふうに考えております。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

私自身がここを通過してやっばり、なぜ、危険なのかなというのを自分なりに冷静に分析、分析といいますか思うのは、説明の中にも書いてありますように、とにかく、ブラインドですね、もう見えない状況になっておまして、自動車学校でどなたも習いますけれども、運転というのは認知・判断・操作というのをずっとこれの繰り返しが運転なわけですが、この危険性を認知する状況に要するに右折する時に対向車が来てないかを確認するところまでた状況はもう既に、直進車があれば接触するような状況なんです、もう気づいてから1秒たつたないかでもう、例えば、ある程度の車速が乗ってれば、もうぶつかる可能性もあるということで、毎回、そこ右折する方々、特に対向車の右折帯ですね、エレナという方に曲がって行く車の車が並んでいるようなところ、状況の中では非常に危険だということだと思います。

それで、このまま手を打たないとですね、いずれ大きな事故につながるんじゃないか

と大変心配をしておりますけれども、私はいずれ事故があるんじゃないかと思うんですね。

手を打たないとそういう心配をされていないかどうか。

先ほどの質問と若干、意味は同じかもしれませんが、このあたりの考えはいかがでしょうか。

○13番（堤理志議員）

大津企画振興部理事。

○企画振興部理事兼地域政策課長（大津鉄治君）

もう1点、御質問を受けた後にですね、これは時津署に行きまして、写真等を確認しながら再度、お尋ねをした経緯もございます。

その中で担当の警察の方もいろんな交通部門の専門、あるいはそういった交通施設設置等の部署にもおられた、そういった方もいらっしゃいます。

そういった方々の私見と、これは私見としてお聞きをいただきたいと思っておりますけれども、信号機内の一つはですね、信号のある交差点内にカーブミラーを設置、逆に設置することで注意が散漫になる。

注意が散漫になって逆に事故の要因につながるという懸念もあるんじゃないかという御意見も伺ったということでございます。

ですから、カーブミラー、見えにくいっていうことは、逆に非常に注意を払って慎重を期して右折をされる。

そういう中で交通ルールそういったもので、信号機があるわけでございますので、直進車優先という形で、そして、そこに注意を十分しながら右折をしていただく、それによって現在まですいませんがどれだけの事故が今までであったのかっていうのは、把握はいたしておりませんが、大きな事故がなかった、ないという、私は、なかったんじゃないかなと思っておるんですが、そういう意味では、そういう面では、皆さんがたがそういう交通ルール、あるいは、注意をしていただいてですね、それにつながっているのではないかという部分もあるということで認識をいたしております。

以上でございます。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

今の説明ですとちょっと全くですね、私たちが、ニュータウンの住民から言わせればちょっと認識が全然違うなというふうに思います。

一般的な交差点だったら、ここまで対向直進車が見えにくい交差点というのは、私は見たことはないんですね。

他の場所でこれと似たような形状、非常にとにかく対向車とぶつかるかぶつからないかの直前まで、前方が確認できないという状況ではですね。

先ほど、信号機がある交差点の中にカーブミラーをつけるというのは異例だという意味だと思うんですけども、逆に今みたいな見えないような交差点っていうそのものが、異例ですね、ここはやっぱり特別な対応をする必要があると、一般的な常識が通用しない交差点の形状なので、特別な対応が必要じゃないかと思います。

そこはですね、やっぱり、もう少し認識をよく、私以外の方でも結構ですから、ニュータウンの住民等にですね、聞いてどのくらい危険なのかというのも、もう少し確認をしていただきたいというふうに思います。

過去に、この場所についての住民のですね、住民からの要望とかどうだったのかというのは、私も時系列には存じ上げておりませんが、私自身の記録の中ではですね、ちょうど2008年の6月の23日、7年前でありますけれども、地元長与ニュータウンの3地区の自治会の連合自治会ですけれども、ここと長与町から建設部長もおいでいただきまして、それから警察の方にも来ていただきまして、この交差点の危険性をですね、確認して対応をとということで要望をいたしまして、ちょうど私も自治会の役員をしております、現地調査といいますか、これに立ち合ったわけありますけれども、このときの回答では、先ほど、右折信号の右折ですかね、右折帯っておしゃたのか信号の右折の矢印のことか、そういったものを要望っていう話であります、これについてもですね、一つ、話は出したんですが、JR長与駅の方から、この路線に右折帯をもしつけるとなると、ここの渋滞がひどくなるので不可能じゃないかというのが警察のその時の答えだったんですよ。

ですから、右折帯も難しいということになれば、右折帯も難しい、信号も難しいということなのかな、ちょっとここも確認をさせていただきたいと思うんですが。

そうなりますと残された手段は何かと考えたら、もうカーブミラーしかないのかなということで、今回質問を出したんですが、そこで、警察の方に要請してる内容というのはどういう内容を要請してるのかをちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

大津企画振興部理事。

○企画振興部理事兼地域政策課長（大津鉄治君）

警察の方に要望いたしておりますのは、今、時差式信号機の設置の要望でございます。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

強くぜひ、もう1回要望されてると思いますけれども、先日の自治会の皆さんと一緒に要望したときもですね、非常に真剣にさせていただいたと思うんですけども、もうその場で即答でそれはちょっとというような、対応だったんで、ぜひ、この住民のですね、安全を守るという立場で強く、強い口調でですね、本当に真剣に訴えていただきたい思

いますけれども、そういう対応をもうひと声ですね、危険性を認識しているということであれば、そういう対応できないものかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

大津企画振興部理事。

○企画振興部理事兼地域政策課長（大津鉄治君）

まず1点目に、この最初に議員が申されたカーブミラーの設置については、これはこの回答からもですね、設置をしないということで回答をいたしてはおりません。

あくまでも県警察も設置については、最終的な判断は町の判断で設置できるということでございます。

ですから、そういう中にこれは県道でありますので、まず県道に設置し交差点内の工作物の設置の許可ができるのか。

あるいはその場所的にそういう場所があるのか。

そういったものをですね、御意見を伺いあるいは、そういったカーブミラーの設置業者、そういう専門的な御意見も参考にしながら、対応させていただきたいという、まず、それが1点でございます。

それから、時差式信号機の要望については、その際、今回警察に行きましたときにも、再度、お話をさせていただいております。

その中で回答と申しますか、お話の中ではですね、あそこが県道33号線の道路改良工事中でございますので、その沿線には、ほかにも道路横断歩道の要望とかそういうものもあっております。

これについては、道路改良の完了後に公安委員会ではそういった検証も含めて、今後の予定って申しますか、そういう方向になるとなるだろうというふうなことでお話を伺っておりますので、そういう中で先ほど申したような対応をさせていただいて、判断をさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

カーブミラーについては、まだ、設置しないという事ではないということであれば、例えば、私は、既存の電柱にということでありましたけれども、例えばですよ、新たにカーブミラーの支柱を設置して、そこにカーブミラーをつけるということも選択肢としては考えられるということでしょうか。

いかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

大津企画振興部理事。

○企画振興部理事兼地域政策課長（大津鉄治君）

当然そういう方法もあるというふうに考えております。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

今回の質問がですね、時差式信号にしろ、カーブミラーにしろ、とにかく現状では非常に危ない状況ですので、1歩2歩前進できるような形になっていただけるようにね、やっていくように努力をお願いしたいというふうに思います。

次に、この枝枯れの問題について質問を移りたいと思いますけれども。

ちょうど前回、平成26年の6月に質問をいたしたわけでありましてけれども、この質問の契機になったのが神奈川県だったと思うんですけれども、そこで櫛の枝が落ちてですね、子供さんが怪我をされたということで、長与町でも大丈夫かという思いがありまして質問をしたところです。

このときの会議録を見ますと、そういう事故があったということで、町としても安全点検を行っているという回答がありました。

具体的には打音による点検を行ったということで、行った本数が13路線の5地区にわたり1,677本、そのうち62本が支障があるという判定が出た。

ただし、早急に対策をしなければならぬような状況ではなかったという答弁がございます。

そこで、質問をいたしますが、今回、質問をしました桜の木というのは、そのときの答弁にありました、支障ありという62本に含まれてるのか、もしくは、検査の該当に含まれているのか、ここはお伺いしたいと思うんです。

○議長（内村博法議員）

濱管理課長。

○管理課長（濱伸二君）

お答えいたします。

今回、倒れた木につきましては街路樹には入っておりませんで、町有地の木に生えてる桜の木が倒れたという形ですので、調査の対象には入っておりません。

以上です。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

その部分は、また後でお伺いしたいと思いますけれども、街路樹の部分でですね、ちょっとお伺いしたいんですが、その当時62本が支障があるけれども、急いで対策するほどのことではないという答弁でありましたけれども、現状62本というのは、まだ、手つかずの状態なのか、それとも何本かは対策を進めているか、現状どうなってるのかお伺いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

濱管理課長。

○管理課長（濱伸二君）

その62本の支障の木があるということで、専門業者に点検をお願いして結果が要観察が必要というのが26本、伐採を行ったのが6本、剪定が必要という形の本数が30本。

以上です。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

そのまま放置せずにですね、そういう対応をずっとなさったという点は非常に評価ができるというふうに思います。

街路樹については、そういう対応がなされたということで評価はできると思いますけれども、先ほど言ったようなやはり、今回、この街路といいますかね、管理課で対応されている以外の場所ですね、そういったところの樹木もあって、今回、それが倒れたということで、そういうところにも目を広げていかないといけないんじゃないかなというふうに思うんですけども、前回ですね、私の平成26年の6月議会で質問したときに、街路樹以外にもですね、聞いてるんですね、調べてみましたけれども、平成26年の6月議会の中で通学路は大丈夫なのかという質問を私はしております。

これについて教育委員会、当時の教育委員会の理事が通学路については街路樹のみに絞っているということではないけれども、各学校の登下校の指導ということで、職員、多分、学校の職員さんなんですかね、各地区を担当しておりますので、それについて行って、街路樹も含めて通学路では危険な場所はないかどうか、そういうこともやってますよということであったんですよ。

しかし、現実的にこういう答弁をしながらも、実際は、そういう大きな枝が倒れたいうことは、やっぱり、少し重くみる必要があるんじゃないかと思います。

ただ、私もその道路はですね、頻繁にこの階段上りおりはしておりますけれども、正直言ってまさかこんな大きな枝が倒れるとは想定してなかったわけです。

ですからそれを踏まえて、私も、よく想定外のことを想定しないといけないというような言葉がありますけれども、これそういう考えも必要なのかなと私も認識を新たにしたいんですが、やはり今までは管理課といいますかね、街路の方だけ見とけばいいかなということじゃなくて、そういう歩道の脇に生えているような木についてもチェックしていく必要があるんじゃないかなと思うんですが、このあたりの考え方があればお伺いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

近藤教育委員会理事。

○教育委員会理事（近藤徳雄君）

議員御指摘のとおり子供たちの通学路を含めてですね、その街路樹以外のところも点検する必要があるっていう御指摘はそのとおりかと思えます。

実は、今回倒れた桜の木のところはですね、平成26年度の民生児童委員さんたちによるですね、危険カ所点検の中で枯れた枝があるということで、そこに対する対応はですね、しておったところですよ。

ですから、大きいところまで落ちるという想定ができなかったということですよ、今後とも地域の方それから民生児童委員の方たちとも協力しながらですね、通学路の安全確保には努めてまいりたいというふうに思えます。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

今、議員おっしゃてることで管理課としてもそういった形で目をつけてですね、街路樹等々やってますけれども、先ほど、私が申しましたけれども、学校区でですね、自治会の方とか、あるいはその民生委員の方たちもそうですけれども、ちょっと危険カ所がありますからということですよ、要望書をもってこられることあるんですよ。

それとあと、町民提案箱の方にも入ってます。

危険カ所があるんで点検してくれろということはおっしゃいますので、できるだけ目配りをしてるんですけども、どうしてもやっぱり単体では、難しい部分もあるんですよ、これは総合的にあのいろんなその自治会とかコミュニティの方とか、あるいは、学校関係とかいろんなところを踏まえた上での点検というのをしないとですね、なかなかこう難しい部分があるかと思うんですよ。

だからそのあたりは喚起をしまして、皆さん方とともにですね、注意をするということですよ、啓蒙活動というのはいっているのかなという気はしております。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

そういうふうによね、対応していただけていくということなんですけれども、私も以前、役員をしてるときに、民生委員さんたちと一緒に危険カ所の点検というのは同行したこともありますけれども、ただなんて言いますかね、専門知識がないわけですよ、専門家でもないし、果たしてこの木が大丈夫なのか、どうなのかとの判断するすべもないという中では、やはり、一定、打音検査ができるような人がですね、今後は、教育委員会とか学校とか地域も大切ですけども、もうそんなたくさんないと思うんですよ、通学路の中で大きな危険性を伴うような大きな木があるというのは、町内でもそうないと思うので、このあたりまで専門的な検査の守備範囲を広げるというのは必要じゃないかと思うんですが、これいかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

濱管理課長。

○管理課長（濱伸二君）

そういう学校区ごとに危険カ所で上がってきた木、今の論点は木だと思うんですけど、そういう樹木に対しても、一応、現地調査等を行いながら判断してまいりたいと考えております。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

労働災害等でですね、いわゆる有名なハインリッヒの法則って皆さん御承知のことだと思うんですけども、一つの重大な事故の背景に29の何ですかね、軽微な事故があって、300の異常がその背景にはあるということであります。

やはり今回の事故は、幸いにして人的な被害はありませんでしたけれども、これは軽微な事故と見るかどうか別としまして、こういったことがあったときですね、実は長与町内のこの場所だけじゃなくて、ほかにもあるんじゃないかというふうに視野を広げていく必要があるんじゃないかと思います。

今、公共施設の、昨日も同僚議員が公共施設の老朽化の問題おっしゃってましたけれども、いろんな建物が築30年、40年たって老朽化しているという問題もあります。

ちょうどまちづくりが盛んに長与町内のまちづくりが進んだときに、植えられた植栽もやはり同じようなことだと思うんです。

そういう点では、建物、箱物だけじゃなくて、かなり老木になったような木の安全性というものも同じようにですね、今後、点検をしていく必要があるということをお願いしておきたいというふうに思います。

次に、子供医療費助成の問題について質問をしたいと思っておりますけれども、この間、償還払い方式から現物給付へというふうに移ってまいりました。

これはちょっと言葉は難しいんですけども、一旦、窓口で全額支払った後にですね、役場に申請して福祉医療ということで、還付といたしますかね、戻ってくる分は受けとることができるという制度がずっとあったわけなんですけれども、何しろ共働きのそういう若い世代の方に対して大変負担になるということもあって、これを直接、病院などに行って金額を払えば、それ以上支払う必要がないという制度で、これも、ずっと広がっていったということがあります。

今度、これをさらにですね、対象年齢を拡充してほしいという質問でありますけれども、こういう福祉、いろんな政策というのは、ここまでやったからいいじゃないかと思いがちなんですけども、やはり、自治法の中では、地方公共団体は住民の福祉の増進を図ることを基本にし、要するに、ここまでやったからという考え方じゃなくて、よりよくしていこう。

もちろん財源のうんぬんありますけども、それは別として、基本的な考え方としては、よりよくしていこうというのが自治法の考え方ですね。

そういう点から、町長がおっしゃる幸福度、これを高めていくというのが、私たち議会もまた、行政も同じそれが仕事だというふうな立場から質問をさせていただいております。

ちょうど2日の日の夕方のニュースをテレビニュースを見ておりました。

議会が終わった後ですね。

ニュース見ておりましたら、自治体が独自に医療費助成を拡充したときに、今まで、国からペナルティですね、そんだけ財政があるんだったらもう補助は要らんだろうということで、そういうペナルティーがあったということで、これが各自治体が前向きにどんどん広げようというの、足かせになっていたということじゃなかったと思うんですが、このペナルティを今後、国としても取り払っていくかもしれないというような、そういうニュアンスの報道がありまして、そういう見直しの検討に入っている。

やはり、今そういう流れじゃないかと思うんです。

先日、私ども議会の方にも、まち・ひと・しごと創生総合戦略の骨子を執行当局の方から説明がありました。

この中を見さしてもらいますと、また素案の段階でありますけれども、この若い世代の支援とか希望を実現することが大きな柱とされておりました。

そして、切れ目のない支援を実施するというふうなのが、今の流れじゃないかなというふうに思います。

それですね、ちょっと話は飛びますけれども、今、非常に少子化の問題が言われておるわけでありましてけれども、子供は、本当は欲しいんだけど、なかなか現実が追いついていかないという状況があるということがありますが、いろいろ要因はあろうかと思えますけれども、大きな要因は何かというのをどのように分析はなされているかですね、まずお伺いしたいと思います。

○福祉課長（村田ゆかり君）

全国的なアンケートだったんですけども、子供を一生涯のうちに何人欲しいですかというアンケート調査がございました。

2人っていうところ、3人欲しいというところがあったんですけども、実際に何人もうけましたかっていうところで、3人欲しい方が2人しかもうけなかったっていうところが非常にこう実際の希望する子供の人数と実際にもうけた数のところで、乖離があったのが、本当は3人欲しいけれども2人しか生まなかつたなかつたっていうところがありました。

そこにやはり大きな要因としては、経済的な負担というところが1番大きくあげられていたというふうに認識をしております。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

今、まさにおしゃったようにですね、もう少し子供を欲しいけれども、とにかく経済的な問題が大きいというのが、私もその資料の方、見させていただきましたが、理想の子供数より実際に持つことを考える子供の数が少ない理由という中で、子育てや教育にお金がかかり過ぎるからと回答された方がこのグラフを見ますと、飛び抜けて多いんですね、非常にこう、はっきり言ってこれがほぼ大きな要因だなというのが一目してわかるような状況でありましたし、では、どういうふうになれば、どういう支援を行えば、子供の数が増えるかと思うかという、回答の設問についても、子育てに伴う経済的負担の軽減というのが、これもやはり飛び抜けて多いということからも、やはり、子育て世代の経済的な負担というのが大きなネックといたしますか、課題になっている。

当然、そこから導き出すべき町としての対策というのが、この経済的な負担を軽減させていくということが大きな問題じゃないかと思いますが、その点確認したいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

村田福祉課長。

○福祉課長（村田ゆかり君）

そうですね、理想の子供の数が3人以上の方で、理想の子どもの数を持たない人の理由として、子育てや教育にお金がかかり過ぎるとあげた方が約7割に上っていたというのを私も確認をしております。

そこで、6月議会でお願いましたように保育料のですね、3人目の無料化っていうところで上げさせていただいたところです。

ここの経済的な部分っていうのはですね、なるべく支援を厚くしていかなければ、少子化っていうところでは難しいのかなっていうところを考えています。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

そこで、他自治体の状況というのをちょっとお伺いをしたいと思いますけれども、子供医療費の助成の拡充について全国的な趨勢といたしますか、動向がどうなっているのか、あわせて、県内でもこういった拡充の動きというものがどういうふうになっているのか、この点についてお伺いをいたします。

○議長（内村博法議員）

村田福祉課長。

○福祉課長（村田ゆかり君）

子供さんの医療費に関する助成というのは、県が行ってるところなんですけども、県の方を見ますと就学前までの子供さんを対象にしたところが約半数にのぼります。

あとは、9歳、12歳、15歳。

下は、5歳、4歳、3歳未満というところで、かなり分かれているところです。

市・町・村になりますと、全体の中学生までを対象にしたところが53.4%ございます。

次に、多いところが就学前っていうところで約20%が就学前の子供さんを対象にしているような全国的な状況です。

県内につきましては、今、現在、実際に実施をしているところがですね、21市町の中で5市のみになります。

そして、今後、拡充をしていきますっていうところがございまして、来年の4月1日になりますと、9市2町が拡充という形で動いているようです。

以上です。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

今の答弁でありますと、市町村の段階においては、中学校までの導入してるというのが半数にのぼる。

さらに、県内でも今後、9市町村が拡充をするという方向、これがやはり今の流れじゃないかというふうに思います。

それですね、もう1点お伺いしたいのが、今、現在、就学前まで長与町取り組んでおるわけですが、一部自己負担ですね。

今後、小学校卒業、小学生まであるいは中学生までというふうにこれを拡充した場合の町の負担といいますか、町の負担、財政、どのくらいの持ち出しといいますか、そのあたりの試算をお伺いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

村田福祉課長。

○福祉課長（村田ゆかり君）

いくつかの市町にですね、現在、実際に実施をしてしているところに、負担っていうところをお尋ねしたんですけども、かなり差はございました。

ただ、乳幼児期に比べまして小学生というのが約8割程度かかっているっていうところ、8割というところから3分の1のところまで幅が広くございました、本町では、小学生までとしたところで約1,700万、中学生っていうところで2,200万っていうところで試算をさせていただいております。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

1,700万とか2,000万ということでありますけれども、かなりかたく見積もっ

たのかなとも思います。

ただ、昨日の同僚議員おっしゃってましたけれども、一定、乳幼児期というのが非常にね、病院にかかるのが多くて、小学校ももう中学年から中学生となっていきますと、年1回風邪引くかなというのはあろうかと思えますけれども、乳幼児期と比べますとそこまでかからないというのが実態ですので、わかりました。

そういう状況ですね。

それと先ほど町長の方では、町長の答弁の中で努力できるように努力をしていきたいという答弁がありました。

それで、実際、長崎市は来年の4月から恐らくこれをやるということでありますけれども、町長にお伺いしたいのは、この長崎市と同じような時期に始めるような努力をされるのか、それともどうなのか、このあたりの努力をどのあたりにスタートラインを持って努力をなさろうとしていらっしゃるのですね、これをお伺いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

長崎市はですね、長与町と比べて人口は10倍です。

しかし、財政は20倍です。

だから長崎市と長与町、単純比較はできないというふうに、私は、思ってるんですよ。

ただ、今、議員がおっしゃるように、私はこの部分についてはですね、子育て支援というのは重点的にしておりますので、何とか私もしたいというふうに思っております。

ただ、やはり一方では財政というのがございますのでですね、財政を預かる身としては、今議員がおっしゃたように、老朽化した施設もあればですね、いろんな部分でお金がかかる分がございます。

そういったものをみながら、何に1番使ったが1番喫緊の課題なのかを含めまして、考えておりますけれども、ただ、昨日もお話ししましたように、これは、研究課題としてですね、何とかやれるような方向で研究していきたいと思っております。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

時期については、明言をなされませんでしたけれども、町長の今のお話ですと何となくこうやりたいなという気持ちをお持ちじゃないかと思うんですよ。

もうそこを率直にいつまでというのは無理としても、前向きにやりたいという考えをお持ちなのか、そのあたりまで、ぜひ、御答弁をいただきたいと思えます。

いかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

今、申し上げましたように私もやりたい気持ちでいっぱいでございます。

これについては、ぜひ、検討、研究さしてください。

お願いします。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

ぜひ、そういう形で努力をしていただければ町民も本当に喜ぶと思います。

町長も御承知だと思うんですけども、長与町が梅をですね、町の木にしてるということで、その理由として書いてあるのがやはり、他自治体に先駆けてとにかくやっていきたいということですので、ぜひ、その咲く梅にですね、梅の花咲くようにまた、桜の花が咲くころにですね、これが実現できれば非常に町民の皆さんも喜ぶと思いますので、そういった方向で努力をしていただきたい。

と申しまして、私の質問を終わります。

○議長（内村博法議員）

場内の時計で10時半まで休憩いたします。

○議長（内村博法議員）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

通告順12、中村美穂議員の①高齢者の買い物対策について、②粗大ゴミの希望者への有料回収について、③災害時優先電話の設置についての質問を同時に許します。

2番、中村美穂議員。

○2番（中村美穂議員）

皆様おはようございます。

今回、私は初めて質問をさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

早速、質問に入ります。

①高齢者の買い物対策について。

町内には商店街、大型スーパー等、日常の食品や日用品を買い物する店舗は、たくさんあり恵まれていると思われませんが、車を使用しない高齢者の方の買い物は非常に困難を極めているのが現状であります。

本町の高齢化に伴い、幸福度日本一のまちづくりを目指しておられる町長は、この現実をどのように考えておられるのかお伺いします。

②粗大ゴミの希望者への有料回収について。

自治会単位で年2回、無料で粗大ゴミの収集をされているのは、住民サービスとして、とてもよいことだと思いますが、自宅から回収場所まで運べない住民も多数いらっしゃるのでは、希望者には有料にて回収することはできないのか、お伺いします。

③災害時優先電話の設置について。

自治会の防災センターや公民館等、住民が身近に利用する施設に、万が一の時の安心の為、災害時優先電話の設置を要望することはできないのか、お伺いします。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは、中村議員の御質問にお答えをさせていただきますと思います。

1番目の御質問の「高齢者の買い物対策」ということでございますけれども、高齢者に限らず、車を使用されない方の買い物ニーズとしてですね、「店舗までの移動が容易にできる公共交通の充実」ということが1番求められるところでございます。

本町における公共交通機関につきましては、JRの駅が4つ、バス路線とともに、「路線廃止」が行われていることもなくですね、現行の路線を維持していただいております、いわゆる「交通空白地帯」と言われる地域は極めて少ない、他市町と比較していてもですね遜色がない状態ではないかなとは考えております。

併せて、本町が長崎市のベッドタウンでありまして、その特性からですね、市内への通勤・通学等をメインにしたルートやダイヤが、そういったものが設定をされております。

すことも、現在、そういった認識もしておるところでございます。

現在、組合が施工中の榎の鼻土地区画整理事業区内に新たに商業施設等が入るということの計画もあるわけでありまして、これまで町外に流出していた、買い物、そういったニーズを始め、人の流れが町内に一定留まることも大きな期待をしているところでございます。

また、町といたしましてもこういったものを契機にですね、公共交通機関との連携・協議を重ねてまいりましてですね、特にバス路線のルート、そしてダイヤについてもですね、より利便性の高いものとなるようですね、これを機会に努力していきたいというに考えております。

それから2番目の粗大ゴミの希望者への有料回収でございます。

長与町の粗大ゴミにつきましては、各自治会の皆様方の御協力を得ておりまして、自治会単位で年2回、無償によります拠点回収を行っておるのは先ほどもご案内のとおりでございます。

その中で有料でもいいので、戸別の回収を行ってほしいという御意見をいただいておりますけれども、現在、長与・時津環境施設組合を含めまして、構成町会議で検討させていただいているところであります。

住民の皆さんに理解の頂ける方法に向けてですね、今後も検討を重ねてですね、いきたいというふうに考えております。

3番目の御質問、災害時優先電話の設置でございます。

議員も御承知の通り、携帯電話が大変普及をしておるということで、地区公民館等の公衆電話というのは利用者が少ないというようなことですね、減少傾向にあるわけがあります。

自治会が管理をしております地区公民館とか自主防災センターは町の避難場所としてですね、指定をしておりますけれども、ただあの6月議会でもお答えしたんですけれども、自治会の受け入れ態勢、これが整えられればですね、避難者の受け入れを、受け入れてもいいというようなことを考えております。

災害時に使用できる電話があれば確かに安心材料の一つと、というようなことに考えられます。

その御指摘の災害時の優先電話の件ですけれども、通常は使用できる災害時のみ無料で利用できる、特設公衆電話というものがあまして、自治体の要請に基づきまして、条件を満たした避難所等には、電気通信事業者が設置を行うというふうになっております。

設置工事費用とか回線利用料あるいは通話料は、この電気通信事業所が負担をしまして、電話機費用・屋内配管工事費用、こういったものは、自治体が負担をするということでございます。

長与町では現在のところ特設公衆電話は設置されておられません。

で、県内では現在、平戸市のみ設置をされております。

長崎市も導入に向けて、検討してるというふうな伺っております。

設置要件といたしましては、自治体が指定する災害時の避難所等で、特に、地震・津波で大きな被害が想定される地区や離島、外海に面したそういった台風被害が甚大と予想される場所などには設置される場合が多いようであります。

設置にあたっては電気通信事業者側も相応な負担が生じると、先ほど申しあげましたようにですね、負担をしてもらわなくちゃいけないわけであります。

指定の避難所ではない地区公民館などでは、そういうことですね、設置をされてないというのはそういった電気通信事業者側の負担ということもあるわけであります。

地区公民館や自主防災センターは併せて町内に約50箇所、ございますけれども、長与町みたいな所はですね、避難がそんなに甚大ではないというようなことが想定される所には、電気通信事業者の設置要件等が変わらない限りはですね、災害時特設公衆電話の地区公民館への設置というのは非常に難しいんじゃないかな、というふうに今のところ思っております。

以上であります。

○議長（内村博法議員）

中村議員。

○2番（中村美穂議員）

はい、それでは再質問させていただきたいと思います。

通告順に従いまして、まず第1点目の高齢者の買い物対策についてでございますけれども、私がこの質問に至った経緯は、自治会内の高齢者の方からの声でした。

私の自治会も、高齢者の方が多くいらっしゃいます。

日常の買い物が思うようにできずに、非常に困っている。

以前は移動販売の車が回ってきていたんですけれども、その移動販売の方が体調を崩されて現在は回ってこられていないという状況でございます。

その中で、町内でどこか回っているところがあれば、自分達の地域も高齢者が多いので、利用される方も多いのではないかという声でございました。

そこで、その時に聞いたのがニュータウンの方にですね、今現在は回ってないということは分かってはいるんですけれども、移動販売の車が回っていたんじゃないかというようなことをおっしゃいましたので、そのニュータウン地区のですね、移動販売の車が回っていた経緯、そして、どうしてそれがもう辞めてしまったのかというようなことが、その経緯を、御質問したいと思います。

○議長（内村博法議員）

中嶋農林水産課長。

○農林水産課長（中嶋敏純君）

お答えをいたします。

過去にですね、ニュータウンにおきまして、ご案内のように移動販売があつておりました。

やはりあの、買い物弱者と申しますか、団地内にですね、そういう生鮮食料品店がないということで、大村湾漁協様におかれましてですね、平成22年4月より、移動販売をされておりましたけれども、やはりあの、利用者の方のニーズのですね、多様化等々ございまして、売上げがだいぶ減少いたしまして、日々減少して厳しい運営を強いられたみたいですね、現在は休止をされているような状態でございます。

○議長（内村博法議員）

中村議員。

○2番（中村美穂議員）

それでは、現在、町内で移動販売というものが回っているのかどうか御質問いたします。

○議長（内村博法議員）

大津企画振興部理事。

○企画振興部理事兼地域政策課長（大津鉄治君）

現在、把握しておりますのでは、移動販売等回ってらっしゃるところはないというふうに、思っております。

以上です。

○議長（内村博法議員）

中村議員。

○2番（中村美穂議員）

はい、わかりました。

私もこの移動販売というのは、ニーズがなければ難しいのではないかと思いますので、そういった声があつたので、私の方でも調べましたけれども、なかなか難しいのではないかと思います。

今現在、在宅に居ながらにして、買い物ができる状況というのは、インターネット、ネットスーパーと申してですね、そういった注文して届けてもらうようなやり方とか、また、買い物にまずスーパーに行って、帰りは手ぶらで、その配達をしてもらえとかですね、あと、通常のその何て言うんですかね、その共同購入とか、何週間か前にカタログを見て、その希望の物を事前に伝えると、共同購入じゃなくても、これは宅配手数料がかかると申しますけれども、個人でも利用ができる。

そういった方法とか、いろいろ私の方でも調べたり考えたりしたんですけれども。

高齢者の方が、なかなか今、高齢者の方と言いますと失礼かもしれませんが、パソコンとかですね、要はその車を利用したりとか、そういうことができる方にしてみれば、どんな方法でも便利に暮らすことができるかと思います。

しかしながら、そういうパソコンとか何とかというよりも、その方がおっしゃったの

が、夏の暑い時期にスイカを食べたいなと思った時にすぐ買いに行けない。

年金生活者だから、やはりタクシーでその買い物、日常の買物をタクシーするのは、ちょっと贅沢じゃないか、どうかと思う、というようなことをおっしゃってました。

ですので、私も本来その色々調べましてお答えをする時に、そちらの方のお家にお伺いしましたがけれども、そういうことをずっと切に言われましたら、私が買いに行つてあげたいのに、というような気持ちも正直ありました。

そこで、長崎市ですね、女の都地区のそういうボランティアをされてる方にお伺いしましたところ、支え合いといいますか、ネットワークというんですかね、そういうボランティアの気持ちで集える人。

まず自治会単位でしようと思ったけれども、色々ちょっとその時は、10年前のことだそうなんですけれども、弊害があるので、どういったその買い物支援をしたかと言いましたら、特別に連れて行ってあげるんじゃないなくて、私も買い物に行くから、もしその行くのに一緒に乗せてあげましようか、というお考えだったそうです。

ただ、そういう状況では、いつ行くのか分かりませんのでね。

その方がおっしゃるのは、水曜日の10時に行きましようとか言って、希望者の方がおられたら、一緒にお連れして、普通に買い物して帰る、というようなことを続けてこられたそうです。

私も、自治会長をしておりますので、自治会の中でそういう支え合いとかですね、そういったものが、良いのだらうと思うんですけれども、反面、事故等ですね、その地域の方は、今は現在はその要望がないそうなんですけれども、事故もなくそのボランティアが続いて、高齢者のみならず、小さいお子さんを育ててらっしゃる方、買い物弱者の方に対して、そのようなことをされていたというようなことでした。

ですが、その保険、もし事故が起きた場合とかですね、責任問題とか、そういったことを考えますと、地域で、そういうのをですね、ボランティアを進めたいというようなこともちょっと難しいのかなと正直思っております。

そこで、現在の長与町での高齢者の方へのこういった買い物支援サービスと言いますか、そういったものがあれば教えていただきたいです。

○議長（内村博法議員）

富永介護保険課長。

○介護保険課長（富永正彦君）

高齢者に対する買い物支援ということでございますけれども、介護保険上でのですね、買い物支援といたしましては、現行におきましては、要介護、要支援認定を受けられた方へのですね、サービスの中で、実施をさせていただいているところでございます。

もう1点、その介護保険対象外の部分におきまして、自費利用になりますけれども、町内では、社協とかですね、在宅訪問、介護事業所等7カ所が、そういうサービスを行っております。

以上です。

○議長（内村博法議員）

中村議員。

○2番（中村美穂議員）

はい、シルバー人材センターも、今月からでしょうか、家事支援サービスというのをされて始められているというようなことでございますが、その点はいかがでしょう。

○議長（内村博法議員）

大津企画振興部理事。

○企画振興部理事兼地域政策課長（大津鉄治君）

シルバー人材センターの分についてはですね、今月8月になりまして、各世帯の世帯配布でチラシ等を、配付されたということで、お手元に、皆さん方のお手元にも届いているかと思いますが、その中で、色々な家事サービス、その一環として、買い物、そういうものですね、これは、有料ということでございますけれども、内容的には、時間759円と1回200円の交通費を頂くというふうなことで取り組みを始められたということでお聞きをいたしております。

以上です。

○議長（内村博法議員）

中村議員。

○2番（中村美穂議員）

はい、わかりました。

私の住んでる所だけで特質しているわけではなくて、長与町も高齢化が進んでいるかと思えます。

お元気な方はですね、健康の為に歩いて買い物に行ったり、図書館に行ったりですね、そういう日常を送られていて、私も非常に良いことだと思っておりますけれども、高齢者の方の日常色々お伺いしますと、現状は、私も県道沿いですけれども、バスを利用して、市内に出て、住吉とか、そういった所で色々な用事を済まして、買い物もして帰ってくるっていう方が、多いようです。

勿論バスじゃなくてJRを利用される方はもっと長崎駅の方まで足を伸ばされているのかもしれませんが、そういったことが現状かと思っておりますけれども、私は町内のせっかくこれだけ沢山の店舗もですね、町内の商店もスーパーもある中で、自分が車がなくて行くにはと思う時には、市内に行くバスは結構あるんですけども、町内を通る、戻る方ですね、は、あまり便数がなくて、そして自分が行きたいと、店舗とか、役場は当然通りますけど、店舗とか病院とか、行きたい所にはなかなかバスでは行けないっていうのが現状かなと思っております。

町内の経済の発展の為にですね、できれば町内で町長がおっしゃるコンパクトシティ構想とか、「住みたい、住み続けたい、幸福度日本一の町」ということは、町内に

住んでいて、生活が町内で賄えるというのが、私はお考えかと思うんですけども、町長はどのように考えておられますか。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

今、コミュニティバスとかデマンドバスの話と思うんですけども、そういったことについても一時すごく検討したんですよ。

やる寸前まで来たんですけども、一つは、買い物する場所が、どうしても時津の方面とか長崎方面になってしまうと。

長与の人達を乗せて他の地域で買うのはいかなものかということが一つあったんですね。

そしてバスを購入するには、多額のお金が掛かるということがあったもんですから、新しく今、榎の鼻が開発をしておりますのでね。

その所に期を合わせてですね、やれば、恐らくショッピングモールが出来ますし、そういったところとの話し合い等々ですね。

バスも回せるような形で、リスクも小さくなってやれる方法ないだろうかと、いうようなことも含めましてですね、今、検討しておるところでございます。

○議長（内村博法議員）

中村議員。

○2番（中村美穂議員）

はい、わかりました。

あの、榎の鼻の土地区画整理事業が、間もなくと言いますか、近い将来、完成をするという所で、バス路線の見直し、そこで、要望ということになるかと思うんですけども。

私もですね、高校の役員とかしてスクールバスの関係で、バス会社に要望とか、色々出す、数年出しておりますけれども、なかなか利潤が、バス会社もですね、そういう営業ということになりますので、どれくらいの人が利用するかということ鑑みないと、なかなか町がこういうふうに戻ってくださいますかということがあってもですね、思うように、路線がずっとできないんじゃないかという懸念がございます。

ですので、是非そこはですね、こういう高齢者の方のみならず、車を使わないで、ゆくゆくは私もですね、車に乗らない時期が来ると思います。

皆さんそうかと思えます。

今は事故を回避するために、本人は乗りたいけど、「お父さん、免許証返納してください」と言って、車を手放される方も現状たくさんいらっしゃいます。

それはそれで賢明なお考えだと思いますので、実際車に乗らなくても、住みやすいまちづくりを目指す為に、是非そのバス路線の検討の際には、ここもですね、踏まえて、

要望をしていただきたいと思います。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

今おっしゃることはよく分かります。

例えばコミュニティバスを走らせたとするでしょ。

その時に乗っていただけないというケースが多いんですよ。

せっかく作ったけども。

そして、そのコミュニティバスがいつも赤字になって、財政を圧迫すると。

で、長崎市もりんりんらんらんですかね、100円バス走らせたけども、すぐ終わりましたけどね。

そういった形で、やはりあのバス路線もそうですけれど。

兎に角皆さんが乗っていただかないと、バス会社も、なかなか、バスを走らせられないということでもあります。

長与の場合は、今のところまだ廃線というのがないんでね。

バスが、そういうストップされたということは、あんまり聞かないんですね、良いんですけども。

皆さん方が兎に角バスを、公共機関を使って頂くということですね。

それも一つ・・・しているのかなという気はしております。

○議長（内村博法議員）

中村議員。

○2番（中村美穂議員）

はい、そこも踏まえて、是非、要望の方をお願いしたいと思っております。

それでは、次の質問にまいります。

粗大ゴミは、自治会単位で年2回、拠点回収をされておりますけれども、この拠点回収の方法以外に、現在町では、他に出す方法として、どのような方法があるか、お尋ねします。

○議長（内村博法議員）

木島環境対策課長。

○環境対策課長（木島英利君）

お答えします。

現在、町の方で考えられてる拠点回収の他に、町が行ってる拠点回収の他にと言いますと、個人での処理施設への持ち込みと一般廃棄物処理業許可業者による持ち込みという方法が考えられます。

○議長（内村博法議員）

中村議員。

○2番（中村美穂議員）

それでは実際に窓口等で、長与町外よりも、例えば長崎市とかから引越しをされてきた方からとかですね、個別で有料でもいいので、粗大ゴミを出す方法はないですかという声は実際にはないでしょうか。

○議長（内村博法議員）

木島環境対策課長。

○環境対策課長（木島英利君）

新しく転入されて来た方々からと、今までお住まいの方々からも、そういう有料でも取り扱いをしてほしいということの御意見は伺っております。

○議長（内村博法議員）

中村議員。

○2番（中村美穂議員）

それでは、参考までに、年間どれぐらい長与町で粗大ゴミの量と申しますか、出されているのか、お分かりになればお教えいただきたいと思っております。

○議長（内村博法議員）

木島環境対策課長。

○環境対策課長（木島英利君）

長与町が平成26年度に時津のクリーンセンターに搬入いたしました粗大ゴミの量と申しましては、町が拠点回収を行いました分としまして、313トン。

個人の搬入分としまして、58トン。

一般廃棄物処理業許可業者の搬入量としまして34トンとなっております。

○議長（内村博法議員）

中村議員。

○2番（中村美穂議員）

はい、わかりました。

やはりかなりの量が出てるのではないかと思います。

私がこの前質問の経緯で自分が出すときに、軽トラックとか、そういったものを持っていけば、出せるということもありますし。

実際ですね、自治会内の方から、役員の方に回収して、その拠点の粗大ゴミを出す時に、希望者には回ってもらえないかという要望が実際にございました。

他の自治会の役員さんからは、油代だけを頂いて、そういうサービスをしているという自治会もあられるようでございますけれども、私の役員さん達とも検討しました結果、やはりあの、そうなると、家に中から出してくれんねとかそういう、そこまでするとですね、役員の負担、現在町長もお分かりと思いますが、自治会離れ、その自治会の役員になり手がなく、大変だというようなことで、今、私は周りの方に恵まれて、とても助かっているんですけれども、私自身としては、やはりその負担をどんどん、一部の人に

負担をさせたいというふうな気持ちはないものですから、それでしたら、その有料で回収するサービスというのを、町が取り入れていただければ、その有料って分かっていて希望の方が出されるわけですから、良いのではないかと思います。

そこで、色々その時津の環境組合とかですね、そういった保関連の問題とか、色々簡単には決められないかと思うんですけども、例えば、町がその有料回収をするにあたって、シルバー人材センターに委託するとかですね、そういったことでマイナスにならない、回収して、利潤が出る、利潤がでるといのはちょっと言い方がおかしいかもしれませんが、そういったような形で進めていくようなことはできないのか、お伺いします。

○議長（内村博法議員）

木島環境対策課長。

○環境対策課長（木島英利君）

取り扱い方法につきましては、今現在、町長が先ほど申し上げましたように、検討をさせていただいている状況でございますが、まだ取り扱い方法が決定いたしませんものですから、その業者とか、そういう形の処理業者に対します検討まではまだいたっておりません。

○議長（内村博法議員）

中村議員。

○2番（中村美穂議員）

是非、前向きな検討ということで、是非、個別にですね、希望者に対しては有料化ということで、私は現在のやり方を止めてということは一切言っておりませんので、そのところは変更せずにですね、進めていただきたいと思います。

それでは、次の3番の災害時優先電話の設置についての再質問をさせていただきます。

この質問に至った経緯でございますけれども、私どもの自治会にでも、ピンクの公衆電話をずっと長い間、設置をしておりました。

この携帯電話の普及している時代でございますので、年間使用料が40円とか、20円とか、そういったことで、ほとんどの利用者がいないということ。

ただ、私どもも、今年の6月に長与町の防災計画では、地域の防災センターは避難所としては解除されたわけですが、防災センターという名称がついておりますので、やはり何かの時には、携帯電話は便利ですが、充電ができなかつたりすれば、もう使えないわけですね。

だから、今も充電ができて普通の生活ができるという形で携帯があるから要らないということで、公衆電話もいろんな所で、設置をですね、外しているような所が多く見られると思います。

私どもの所でも年間の経費が約4万円程かかりましたので、これはもったいないということで、外すという決定がなされ、実際に、今年の春、その電話を外したところです。

その時に、電話機を取り外す業者の方が見えて、私が対応したんですけれども。
いや、何かの時の為はずっとこの電話置いておりましたと言いましたら、勿体無いな
いことされましたねと言われました。
何ですか。
災害、そういう時の為だけだったら、こういう電話を置いとかななくてもよかったのに。
電話会社の方では、今現在、長崎市は、そういう災害時のみの電話ですね。
だから、普段は絶対使えないからそこに置いておくという形ではないと思うんですけ
れども、災害の時のみ通話ができる電話を設置する方向で、今しております。
と。

ですので、長与町も要望されたらいいのにですね、と言われて。

私もそう言われましてもですね、私が要望するということはできませんけれども。

あ、そういうこともあるのかと思ってそれをきっかけに、色々電話会社ですね、ホ
ームページとかそういったもので調べました。

そうしましたところ、今回は身近な自治会とか防災センターと書きましたけれども、
避難所の認定がないわけですから、そこはいささか難しいのかと思うんですけれども。

最初の答弁で現在、町内では設置してる所がないというようなことなんですけれども、
役場の方ではですね、これの順ずるといふか、何か災害の時にはもう直接繋がる電話と
いうのが必ずあるかと思えますけれども。

そういたしましたら、質問は自治会の防災センターとか公民館というようなことで、
最初書きましたけれども、実際避難所となる小学校とか中学校、それからの公立公民館
などには、設置するその電話会社の枠はあるかと思えますけれども、そういったところ
に設置するようなお考えはございませんか。

○議長（内村博法議員）

谷本総務課長。

○総務課長（谷本圭介君）

お答えいたします。

災害時の優先電話ということでございますけれども、一応、長与町役場の方で契約を
しております優先電話、災害時の優先電話の回線は10回線程ございます。

その場合はあくまでも緊急連絡用ということで、公衆の扱いにはなっておりません。

議員さん御質問の災害時の優先電話っていうのは恐らく、特設公衆電話っていうパタ
ーンのものだと思います。

これは2種類ございまして、一つは、今までは事後の設置型ということで、災害が起
きた場合にですね、被災をした自治体の方から要請がありまして、電話通信事業者の方
が、特殊な通信機材を積みましたトラック2台1組ぐらいだと思いますが、被災地に一
定期間の限定と言うことで、避難所が閉鎖されるまで臨時に一般の公衆電話扱いで利用
できる電話でございます。

現在は、それとは別にですね事前型の設置の公衆電話、特設公衆電話が計画として進められております。

これは、電気通信事業者の方が事前にですね、避難施設として指定されたものの中から自治体から要請があったものに対して、協議を重ねまして、これは設置スペースだと、電気通信事業者の方で判断をされて設置をするものでございます。

この場合はですね、回線ですね、建物の外の回線設置工事までは電気通信事業者の方が負担をされまして、室内の配線工事それと電話機の準備というのは、施設管理者、自治体等がですね、準備をするという形になります。

現在のところ、先ほど町長の答弁でもありましたように、長崎県内では、平戸市さんのみがやっておられます。

45カ所ですか。

事前の設置をされておられます。

長崎市の方もですね、今、それに取りかかっているという情報は聞いております。

ただ、平戸市さんとか長崎市さんの場合はですね、どうしてそういうふうに至ったかといいますと、電気通信事業者の方が、そのエリアに関してある程度のメリットを考えられまして、平戸市さんで言いますと例えばその地区に光ファイバー網を設置したいとかですね、長崎市さんの方ですと、Wi-Fiに関する工事の導入をしたいというそういった電気通信事業者の方の計画が大きな要因となっているようでございます。

現在のところ、長与町内には設置はされておらずで、御質問の学校等とかですね、大きな避難施設に当たるところに関しましては、将来的には、当然、事前設置型のほうで要望を重ねていきたいとは考えております。

○議長（内村博法議員）

中村議員。

○2番（中村美穂議員）

はい、わかりました。

費用に関してはですね、当然、町の方の負担もあろうかと思うんですが、私も調べたところ、ある程度はあそこに設置を出来るという電話会社の方が判断した場合には、ある程度の屋外の回線まではしていただいて、中の電話機とかのそういった屋内配線については、町内でというようなことでございましたけれども。

私の認識では公衆電話という認識よりも、後談のですね、事前に設置をして、何かあった時に通常電話となると、そこが全部繋がらなくても、私が調べた中では、発信優先で、着信もできるんですけども、発信優先で、役場とか長与町が認めた所。

その避難所とかですね、そういった所、公の場所に関してだったら、要件として満たされるようなことがありましたので、私が質問に最初にした自治会単位ではちょっと避難所の解除もされてますから難しいのかなと思いつつも、実際に他の電話が駄目になっても、発信、公衆電話じゃなくてですね、発信できる、最初から事前にそういう回線

を是非町内にも結んでおくべきではないのかなと思います。

幸い長与町は大きな災害が今のところはですね、想定はされていないのかと思われま
すけれども、是非この機会に、要望しても難しいかもしれませんが、要望する前
から駄目なんじゃないかということですね、取りかかるのではなくて、是非、そうい
う要望をしてみて、その結果が、相手があることをございますので、電話会社の方が利
潤がないとか、その他の複合的なことがですねなくて設置が難しいというようなこと
であれば、それはそういったことで致し方ないのかと思うんですけれども、是非、住民の
安心の為にもですね、設置の要望をしていただきたいと思います。

はい、それで私の質問を終了させていただきます。

○議長（内村博法議員）

場内の時計で13時まで休憩いたします。

○議長（内村博法議員）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程に入る前に、昨日の安部議員の一般質問におきまして、本人より発言の訂正したい旨の申し出がありますので、これを許可いたします。

安部議員。

○3番（安部都議員）

9月の3日の会議における私の発言について字句を訂正したいので、議長において許可されるよう会議規則第64条の規定により申し出ます。

福祉タクシー助成金の対象者の件で、時津町の場合は、対象者を手帳の所持者全員と発言しましたが、手帳の所持者全員を、在宅の重度身体障害者で常時車いす利用者等に訂正をいたします。

○議長（内村博法議員）

ただいまの件につきまして、会議規則第64条の規定により、発言の訂正の許可することに決定いたします。

尚、会議録調整につきましては議長に一任願います。

それでは、一般質問を再開いたします。

通告順13、河野龍二議員の①国民健康保険税の引き下げについて、②町道の改善について、③乗り合いタクシーの導入についての質問を同時に許します。

14番河野龍二議員。

○14番（河野龍二議員）

最後の一般質問になりました。

いま暫くお時間をいただきたいと思います。

早速質問に入ります。

まず初めに、国民健康保険税の引き下げについて。

5月に成立しました、「医療保険制度改革関連法」により、国による国保会計へ財政支援が実施されます。

国保税は、これまで質問してきたように、被保険者の負担できる限界を超えている状況にあります。

こうした状況を踏まえ、全国では被保険者の負担軽減の為に、一般会計から繰り入れを行うなど対応してきたのは、既に承知の事だと思います。

しかしながら本町では、「国民健康保険加入者と他保険加入者との公平性」を理由に、一般会計からの繰り入れを拒否してきました。

今回、国が行う財政支援は、国保の被保険者の負担軽減、とりわけ低所得者の負担の軽減を目的としており、被保険者1人当たり5,000円の負担の軽減を目指しています。

この支援に対応し、国民健康保険税の引き下げを早急に取り組むことを求め、以下の

ことを質問します。

- (1) 今回の財政支援の本町での取り組み内容をどのように考えてるか。
- (2) 本町への国からの支援額はどれくらいか。
- (3) 引き下げ額はどれくらいが可能か。
- (4) 今後も継続した引き下げの考えはないか。

二つ目に、町道の改善について質問いたします。

現在特に町道の老朽化が目立ち、町民の皆さんからも改修を要求する声が多く聞かれます。

大型の道路の築造などは進められていますが、地域住民が毎日利用する道路の整備は、部分的な補修に止まり、何ら改善されていません。

国の資料でも、市町道は全国の道路全体の84.1%を占め、いかに市町道路が住民生活に利用されているかが明らかであります。

その生活道路が利用がしにくい、通行が不便などの声に早急に対応すべきであると考えます。

町道の改修・改善をどのように進めていくのか質問いたします。

- (1) 改善が必要と認識している町道はどれくらいありますか。
- (2) どれくらいの費用を伴うと考えておられますか。
- (3) 以前も提案しましたが、年次計画の検討はされていますか。

最後に、乗り合いタクシーの導入について質問いたします。

コミュニティバス等の導入は、住民の切実な願いであります。

議会の中でも多くの議論がなされてきたが、未だ実施に至っていません。

また、その後の計画も、ビューテラス北陽台の商業施設の結節点にする計画は、町全体からも、交通弱者の解消にならないように思います。

その点、乗り合いタクシーは、小さな集落にも対応できます。

乗り合いタクシーの導入は考えはありませんか。

以上、質問いたします。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは、本定例会の最後の質問者であります河野議員の御質問にお答えをさせていただきます。

1番目1点目の今回の財政支援の本町の取り組み内容についてでございます。

平成27年5月27日に成立いたしました「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」によりまして、国保をはじめとする医療保険制度の財政基盤の安定化、負担の公平化、医療費適正化の推進等の措置が講じられることになっております。

特に、国民健康保険の安定化が第一に掲げられておりまして、財政基盤を強化するために、平成27年度から約1,700億円、30年度以降は約3,400億円の財政支援を行うとしておるところでございます。

国保被保険者全体が、およそ3,400万人ですので、本年度からのおよそ1,700億円を単純計算しますと、議員が言われるように、被保険者1人あたり5,000円の負担軽減ということになります。

今回の支援は、保険基盤安定負担金のうち、保険税の軽減を受けている低所得者数に応じて算定される、保険者支援分として交付されます。

これまで含まれていなかった、2割軽減者も対象となったことと、支援補助率も引き上げられることにより、財政支援額が増加することになっております。

2点目の本町への支援金、額は幾らかとの御質問でございます。

現在の状況で、保険基盤安定負担金の保険者支援分を算出をしてみましたところ、およそ、3,000万円の増加となります。

長与町国民被保険者数で割ると、1人あたり3,000円程度と見込んでおります。

次に3点目の御質問の引き下げ額はどれくらい可能かということでございます。

国民健康保険は、議員も御承知のように、必要な医療給付費等を被保険者が負担する保険税と、他の被用者保険者から支援される交付金、国、県、町からの補助金等でまかなう仕組みとなっております。

今回の支援増の分もふまえた上で、必要な医療給付等を確保するための、税率改正が必要であると考えております。

これから、28年度予算へ向けての医療給付費等の見込みをこれから立てていく予定としておりますので、現時点での提示はできかねるところでございます。

次に4点目の、今後も継続した引き下げの考えはないかという御質問でございます。

今回の法律で、平成30年度から都道府県が国保の財政運営の責任主体となることも決まっております。

県も県内の保険料収納必要額を、市町ごとに医療費水準と、所得水準等で案分し、納付金の額を決定をします。

その際、県は市町ごとに標準保険料率等を策定し公表することとなっております。

それを受けまして、各市町が保険料の賦課と徴収を行い、県が決定した納付金を納付するという仕組みになっております。

平成30年度以降は、さらに1,700億円が追加投入されることとなっているために、一定、保険税の伸びの抑制が図られると考えられますが、県内すべての医療費水準や所得水準に左右をされるため、必ずしも引き下げになるとは言い切れない部分がございます。

保険税引き下げのためには、医療給付費の伸びを抑えることが必要でございます。

今後とも、各種健診や保健指導などを通じた生活習慣病などの疾病予防対策や、自分

の身体は自分が守るという健康管理にかかるための取り組みを進めていく必要があると考えております。

次に、大きな2番目でございます。

町道の改善でございます。

2番目1点目の改善が必要と認識している町道はどれぐらいあるか、というご質問でございます。

町道を利用してもらう上で、安全面からの改善と利用面からの改善が必要とされる箇所は、数多くあることを認識しております。

道路舗装で申しますと、679路線、およそ144キロメートルの道路が改善の必要があると考えております。

次に、2点目の費用につきましては、施工方法及び施工規模により、金額が変わりますので、算定が難しいのですけれども、道路舗装を改善する費用を申し上げますと、およそ70億円ぐらいではないかと考えております。

次に、年次計画につきましてですね、お答えをします。

現在、補助事業での検討を行っておりますので、補助対象路線の選定を行い、事業計画を策定し、年次的に進めてまいりたいと考えております。

また、その他の生活道路につきましては、路線数も多く、優先順位を付けることが困難であるため、安全面と利用面を総合的に勘案し、緊急性が高い箇所から整備・改善を行ってまいります。

続きまして3番目の乗合タクシーの導入の御質問でございます。

昨年9月に実施をいたしました「まちづくり町民意識調査」によりますと、生活環境の充実度を尋ねた設問におきまして、「公共交通」は、8項目中、下から2番目に低い評価となっております。

また、買い物困難者対策を尋ねた別の設問でも「コミュニティバスや乗り合いタクシーの導入」が最も多く支持されておまして、議員が御指摘のとおり、町民の皆さんが公共交通の現状に満足していないこと。

コミュニティバスや乗合タクシーの導入を望んでおられることは明らかでございます。

現在、榎の鼻土地区画整理区域を含めたところでの路線バスのルートにつきまして、バス事業者と協議を進めているところでございますけれども、この状況なども勘案した上で、早急にコミュニティバス、乗合タクシー等の導入に着手をしまいたいと思っております。

コミュニティバスと乗合タクシーは、導入手順や法的位置づけ等に特段の相違がございませんけれども、定員10人以下の車両が乗合タクシーと規定をされております。

狭隘な道や傾斜地には、乗合タクシーが効果的です。ルートを設定し利用重要予測により、必要に応じて導入を検討してまいりますけれども、いずれにいたしましても、この課題は、継続してきておりますので、何とか手をつけてまいりたいと考えております。

す。

以上でございます。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

それでは、再質問させていただきます。

まず1点目の国民健康保険税引き下げへのところですが、国の、そういう中身ですね、支援額の中身等々はわかりました。

ただ、この取り組みをどうしていこうかと。

どのようにされていくかというところが、少しこう分かりづらかったんですけども。

3番目の引き下げ額はどれくらいかというところで、全体軽減、全体の医療費の推移だとか、そういうものを見ながら、対応していくというふうなところだったのかなというふうに思うんですけども。

もう少し具体的にどのような形で、この支援、財政支援に対応していこうというふうに考えられてるのか。

その辺があればもう一度お伺いしたいというふうに思います。

○議長（内村博法議員）

森川健康保険課長。

○健康保険課長（森川寛子君）

はい、今年度からの1,700億円の財政支援につきましては、法定内繰り入れの中にあります保険基盤安定負担金の中で、一般会計の方から国保会計に繰り入れができるようになります。

ですから、今回、試算ですけども、約3,000万円の増というのが、一般会計の繰入金が増になるということになります。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

その繰入額を使って、率直に言いますと先ほどの説明ですと、国保税を引き下げるなら条例改正が必要だということで、それを組みんでいこうと考えられてるのか、その現状を見ながら、どうするかというふうにしていこうと考えてられるのか。

だから、率直に聞きますがここでの引き下げが、できるのかどうなのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

森川健康保険課長。

○健康保険課長（森川寛子君）

今回の支援が3,000万円ということで、えっと、本来ならば、平成24年度に税

率改正を行いまして、この税率改正が3年間を目途としての税率改正を行ってまいりました。

ですから、本来なら27年度に税率改正を行うべきところではあったんですけども、このような形で、国からの支援が増えるとか、あと、保険財政安定化、共同事業の方が、もう今までは30万以上の医療費が対象だったんですけども、1円からの医療費が対象になると、大きく制度が変わりますので、1年、税率改正の先延ばしというのをしておりました。

今回、26年度の決算ともでておりますので、そこ考えながら、必要に応じて税率改正が今回必要であるという判断に立ったときには、また、議員の皆様にお諮りしたいと考えております。

ですから、引き下げになるかどうかというのも、今のところ、全く見えていない状態です。

以上です。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

そもそも、この財政支援が行われた背景というのはどのように考えられていますか。

担当課でいいです。

はい、お願いします。

○議長（内村博法議員）

森川健康保険課長。

○健康保険課長（森川寛子君）

国保の財政運営を都道府県で単一化するという話がずっと以前から出ておりました。

それに対して、都道府県の方が、ゴーサインを出さない状態でずっと続いておりました。

それは何かと言いますと、やはり財政的な裏打ちがないと、財政状況が厳しいその国保を都道府県で受け入れることができないということでしたので、国等の判断によりまして、3,400億円というものを国保の方に投入できるということが決まりましたので、このようなことになっているかと思えます。

本来ならば、30年度から3,400億だったんですけども、前倒しで27年度から1,700億円を投入するということが決まっております。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

私はちょっとある違った面です、この行政側もそうですけど、国民健康保険税の、やっぱりその会計そのものと同時に、加入者の負担が通告にも書きましたように限界に

来てるんだと。

やはり、この今度の財政支援の名前が、低所得者対策の強化のためというふうに言われてる。

先ほど、説明町長からの答弁もありましたけども、政府の中でも、少なくとも年額5,000円の、1人当たりですね、財政支援ができるんだというふうに言われてる。

そこにはやはり負担の軽減を図りなさいというのが目的だと思うんですね。

ですから私はこの支援金を使って、やっぱりその負担の軽減を図るべきだと。

確かに今後の医療費の、次年度からの医療費の、どれくらいになるかというのはわからない、医療費が増えれば、その分どこかで負担が増えるというのがあるのかもしれませんが、やはりここには、国が、低所得者の負担の軽減を図れと言われてるんですから、このお金は、負担の軽減の図るべきであってですよ、そこは今の保険税から引き下げをやるべきだというふうに考えてますけども、どのように考えてらっしゃいますか。

○議長（内村博法議員）

森川健康保険課長。

○健康保険課長（森川寛子君）

今回、補填される部分につきましては、均等割、平等割の部分の軽減を受けてる方に対する対象となっています。

それがすなわち低所得者という判断にたってるかと思えます。

ですから、その低所得者に対するプラス、長与町で言うと3,000円という金額にはなるかと思うんですけども、その部分も勘案した形で、自立改正が必要と判断すれば、改正を行いたいと考えております。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

やはり、この負担が重いというところに、まずそこに、立っていただければならないのかなというふうに思いますんで、町長にお伺いしますけども、以前、私は、この問題取り上げる中で、前町長にもお伺いしたんですが、国民健康保険税の負担が、加入者の重い負担になって、いわゆる国保税は高いというふうな認識があるかどうか、町長に改めて伺いたいと思います。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

やはりそういった負担が大きいということですので、今度の税改正が待っていると思っております。

こういった、保険基盤の安定、制度ということを充実させていくということですので、低所得者層を厚くしまして、そして、大企業とか、あと公務員とか、こういったところ

の負担がですね、増えてくるということになってきますのですね。

そもそもそういった中で、国の方も、財政基盤を安定させようということで、こういった新たな措置をとってきていると。

そのように考えております。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

何度もお伺いしたくないので。

今の長与町の国民健康保険税が、加入者にとって高いか、安いと思うか、その辺、町長いかがですか。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

私はあの、平準化がされた適正な価格で運営されておるとっております。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

今度の決算も出てますけど、本町の、これはあまり比較にはすることは難しいですが、例えば、収入未済額ですね、税の。

町税が収入未済で1億9,000万。

国保税にいたっては、2億2,000万。

当然、客体が違いますよね。

町税納める方と国保税の加入者というのは雲泥の差がある。

にも関わらず、やはり国保税については2億を超える収入未済があると、いうのはやはりもう、その負担がやっぱり重いんだという状況になってる。

おおよそ今所得の10%から11、12%ぐらいが、国保税として納めなければならない。

200万の世帯で20万を超えて、国保税を納めなければならない。

本来200万で12カ月生活するのは、言わば、200万、そのひと月分は国保税でもっていかれるというふうな状況があるんですよ。

やはりここはね、今の国保税は、もう総体的に見て、その長与町だけじゃなくて、比較的、私は長与町はこれまでいろんな取り組みの中で頑張ってきたと思います。

そういう実態が、基金の中の、この今の金額にも現れているというふうにも思いますけども。

やはりこの今の加入者が負担の限界なんだと。

いうところに立たないと、私はこういった支援があってもですね、なかなかそこにお

金を回すことができない。

逆に、医療費が増えれば、いや、改めて国保税の値上げをしなければならないというふうなところに立ってしまうんで、これはなかなかこのやりとりがうまくいきませんが、やはりその一般会計の繰り入れも含めてね、やっぱり全体的に国保税を引き下げていくと。

いうふうな立場に立っていくところを、是非お願いしたいなというふうに思うんですけども。

再度今の私の数字を見て、やはり国保税は、適正だというふうに思われてますか。

お願いします。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

長与町は、今議員もおっしゃるように、この27市町村の中ではですね、割と低めの方に位置づけられてると思うんですよ。

更にこういう低所得の方々に対する位置づけっていうのも、今後またこういう形で国の方も予算制度をとって、何とか安定さしていこうということで考えておりますしですね。

そういった形でやっていかないと、この国保だけ、生活する場合においては、国保だけが生活の支出負担だけではないのですね、そのあたりもですね、勘案してやっていかなくちやいけないんじゃないのかなというふうに思っております。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

会計の仕組みからいくと、それは言われるように適正かもしれません。

その医療費が入り、交付金が入り。

あ、医療費じゃない。

その国からお金が入る、県からお金が入る。

で、それを、あと、税でカバーしていくというふうな部分ではですね。

ただ、やはり今、全国的に、この冒頭言われていましてように繰入金だとかが行われてるというのは、ある国民健康保険税ですね。

保険料だとか税が、もう限界を超えているという状況にあるというのをですね、改めて僕はですね、もう町全体で確認、その是非検証していただきたいと。

そうでないとなかなかこれ問題解決できない。

私はこの30年後、県に移管されても、この税の問題ですね。

やはりその足元、言わば自治体ごとの均等、均一化になるかどうかというのは分かりませんが、この辺で非常にバランスが悪くなるんじゃないかなというふうな懸念もあり

ますんですね。

是非この問題はですね、引き続き、こういう支援策を活用してですね、国保税の引き下げなどに活用していただきたいということを要望していきたいというふうに思います。

次に、町道改善について質問いたします。

答弁の中では、町道の改善。

必要な町道というのが679と144キロということです。

ここで、お伺いしたいのは、年次計画が、いつごろ、そのやはり70億も掛かるですね、費用掛かる、改修ですと、相当長い時間がかかるというふうに思うんですよ。

そういう意味では本当に、計画を立ててやらないと、とてもでないけど全部がですね、改修することは不可能なんで、年次計画そのものをいつ頃までに出そうと考えてられるのか、そこのお伺いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

濱管理課長。

○管理課長（濱伸二君）

ただいまの御質問にお答えします。

年次計画につきましては、3番目の、町長の回答にもありますように、補助事業ただいま検討いたしております。

補助事業の中で、事業計画策定と、いう形の段階がありますので、補助路線を決定した後に補助路線について、年次計画を立てると。

残りの生活道路の分につきましては、路線数が多いため、計画を立てることが困難であると判断しております。

ですので、緊急性の高いところという形の対応をさせていただいて、ある程度、今のところ、レミファルトとかそういうポットホール的な補修でいってると思います。

そういう所について、ある程度面的な舗装ができないか。

そういう形の対応を今後とらせていただいて、そういう形の生活道路の整備をしていきたいと。

そういう形で全路線という形ではできないと思いますので、最悪ポットホールが集中してるところについては、面的に舗装を行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

そうするとこのちょっと具体的なことをお伺いしますが、679路線のうち、補助路線になるのがどれくらいなのか。

生活道路になるのがどれくらいなのか、お伺いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

濱管理課長。

○管理課長（濱伸二君）

まだ、県の段階で補助路線の決定、何路線できるかという打ち合わせまでちょっと至っておりません。

補助の対象にできないかという交付金の内容の確認を行った段階で、それについて、現在、協議を行ってる段階であります。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

緊急、必要な所からでも取り組んで頂くというのも大事ですけども679路線あって144キロある中で、どこもやはり早急に改善してほしいという思いがあると思うんですよね。

そういう意味では、生活道路の方は、緊急的に対応していくということですけども。

そうするとそこも、今でもそうでしょうけど、いろんな要望があって、なかなかそこまで手が回ってないというのが現実だと思うんですよね。

そういうのをどう解消していくかというのがやっぱり課題だと思うんですよ。

以前も担当課のところにお話行った時に、やっぱりその、特に、地元のこと言うわけじゃないですけども、東高田の、団地内の道路も非常に狭隘で、でこぼこがひどくてということで、十分認識されてるようなお話をされましたけども。

全町的にやはり改修をしていくという意味では、やはり何らかの計画を立てていかないと、ここもして欲しい、あそこもして欲しい、じゃ何故そっちが優先なのかと。

こっちは何故まだまだ待たないといけないのかと。

いうところになると思うんで。

私はやっぱり、その補助がつく道路も、そうじゃない道路も、やっぱりその、これだけの路線があるならば、年次的にこの地域は、ここの部分は、いつごろ改修しますと。

応急的に、緊急的に出てきたところでまた対応する必要があると思うんですけども。

どちらもやっぱりそういう意味では、一定の計画を持ってやらないと、私は不満が、それぞれの地域から不満が出るんじゃないかなというふうに思うんですが。

そうはなかなかならないですかね。

ちょっと、ですから、補助路線に決まったところは、一定交付金の中で、私も調べてますけども、全体的な計画の中でそのパッケージとして採択されるということで。

大体3年から5年の中でそういうふうに改修していくというのが、交付金の中ではあるみたいですが。

生活道路の方も、この年数を7年か8年、それはもうちょっと長いかもしれませんが、本来ならもっと短い期間ですわやっていただきたいと思いますが、そういう計画は組めないでしょうかね。

ちょっとそこら辺を再度お伺いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

森建設部長。

○建設部長（森浩平君）

生活道路に関しましてもですね、その生活をされてる方の危ないとかいう程度があると思います。

それを要望を受けてですね、町の方で、確認をして、こちらの道路よりもこちらの道路が先だということが年次年次で出来るのかということとはちょっと難しい面もありましてですね、早急に生活道路に関しては優先的に町の方で確認をさしていただいで行っているという状況でございます。

以上です。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

第8次の総合計画の中にもですね、これは既に御承知だと思うんですけども、117ページの利便性を高める交通情報網の整備ということで道路の整備、これ第8次ですからね。

その中で、道路の整備については不満、あるいはどちらかといえば不満、というのが35.8%、55政策中の3番目に高いということで、いかにその日常使ってる道路、これは色々あると思うんですよ。

国、県の道路もあるかもしれませんが。

いかに道路の整備をですね、住民の皆さんが望んでいるかというのはここにもあつて。

ここは、8次の計画という中でも、そういう生活道路の整備ということで、高齢者等の配慮、交通弱者との配慮で必要度の高いものから計画的に町道の整備改修進めますというふうになってるんですね。

残念ながら、今の話を聞くと、一つは、ポットホールというか、穴が開きました。

そこを埋めます、というふうなしか、これまでのところ、そういう対応でしかなかった部分だと思うんですよ。

ですからやはり、今全面的にそれこそこの道路が、町の道路も、先日から公共施設の問題がありましたけど、やっぱり高度成長期にずっと団地ができてくるそのあわせて道路ができてきたと。

やはりその40年50年と道路が経って道路もやはり老朽化されたということで、状況だと思うんで、またそういう道路があるところに、高齢者が、沢山住みついているという状況なんで。

是非ですね、予算も十分確保しながらですね、早急な対応をやるべきだというふうに思いますけども。

改めてここでも町長に伺いますけども、これはやっぱり最終的にはお金、予算をですね、いかに確保するかというところで、交付金が受けられる道路についてはそういう対応されると思いますが、この生活道路の面でもですよ、十分な予算を確保して、早急な対応をしていただくお考えはありませんか。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

今、議員おっしゃるように補助路線についてはですね、内容についての確認ということで。

これができましたらそのあたりできちとした形でできると思います。

道路につきましては、例えば、こういった災害とか、雨が降ったとかですね、台風がきたとかっていう時に、やはりそういったものが気になるのは道路とか、崖とかというのが気になるんですよ。

そういったものにつきましては日頃から、消防の方々ともそういった・・・で話しておるわけでありまして。

生活道路につきましてもですね、やはり地域の方々が役場の方に来られてですね、ここ何とかして欲しいというような要望がございます。

要望は、もう結構来ておまして、それについてはですね、逐一お答えをしております。

ただ、優先順位ということになりますとですね、優先順位と言いましょか、計画的にやるということになりますと、膨大な路線でですね、膨大な費用がかかるということです。

ですのでね、なかなかそこまで踏み込めないというのが実情でありますけれども。

できるだけ生活道路ですので、私たちは常々ですね、早く処理が手当てできるようにということで、そういう心がけで取り組んでいるところであります。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

是非ですね、この質問、27年の第1回定例議会でも取り上げたんですね。

その時も、答弁としては、年次計画を立てていきたいということだと。

今のところまだ年次計画が行く前の段階で、まだ留まっているということですので、是非あの、議会の中で、答弁された内容ですね。

相当今までも地域住民の方は我慢してるわけですよ。

そういう要望届けても、それでも待ってる状況なんですよ。

そういう意味では、やはりこの議会の中で、そういう取り組みやっていくということを公言されたわけですから、是非、早急にですね、取り組んでいただきたいというふう

に思います。

最後に、乗り合いタクシーの件で、質問いたします。

乗り合いタクシーの件については、コミュニティバスと進め手順は変わらないということですが、それで、じゃ、今この乗り合いタクシー、コミュニティバスの現状はどういうところまで進んでられるのかですね、説明されたバス会社との協議の段階なのかですね。

ですから、今どういったところで、どれくらいの時期にこうしたコミュニティバス等が運行が始まる予定なのか、お伺いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

久保平企画課長。

○企画課長（久保平敏弘君）

コミュニティバス或いは乗り合いタクシーのですね、進捗状況といいますか、どういった段階となるかということですが。

榎の鼻団地の道路の形状等も明らかになった段階でですね、長崎バスと私ども、現地を確認をしてですね、バス停の位置、形状等をですね、確認をしたところでございます。

当然そのあそこには、住宅が張りついて既に住民の方の暮らしてらっしゃるという中において、長崎バス、失礼しましたバス事業者もですね、そこにバスを走らせると、乗り入れるということを想定して検討してくださってるという段階でございます。

今後どういった展開になってまいるかということですが、そこに一定のですね、人口が張りついて、一定の都市機能がそこに新たにでき上がったという中で、既存のバス路線の見直しが一定なされるであろうというところを踏まえまして、できるだけ早い段階においてですね、道路運送法の規定による地域公共交通会議、これは、利害関係者ですね、もちろん、長与町自治体も含めまして住民代表、運輸支局、バス事業者タクシー事業者ですね。

あと道路管理者、警察等ですね、をもって、地域公共交通会議というものを早急に立ち上げまして具体的なルート、もしくは運航形態の検討に入ってまいりたいと考えておるところでございます。

以上です。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

まだ、じゃ、いつまでにというところは、はっきりしないんですかね。

この乗り合いタクシー、コミュニティバスの問題も、通告にありますように、これまでも何回も議論をされてきたところです。

私以外の同僚議員もですね、何度もこの問題を取り上げてきたと。

実はちょっと過去の経緯を調べてみたんです。

あまり遑っても問題ないかなと思ったんですけども。

例えば平成24年度に、コミュニティバス等々の導入に当たって、アンケート調査を行っておりますね。

もう既に3年が経過した。

その翌年には、バス会社と協議に入ったというふうにある。

26年度から実証実験を行いたいというふうに進めてきた。

しかし今になってこの団地造成が終わって、新たなバス路線ができて、後、協議をして進めたいというふうに言われてる。

町長も冒頭答弁の中で、住民の要求だと、十分理解していると、いうふうに言われてるんですが、何故こんなに時間が掛かるのかですね。

その原因が何なのか、再度お伺いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

久保平企画課長。

○企画課長（久保平敏弘君）

これまでの経過につきましては、議員御指摘のとおりでございます。

先ほどのですね、アンケートの結果を踏まえまして、平成25年度にですね、具体的なバスのルートを検討いたしまして、導入に向けてですね、具体的に予算の見込み額なども計上したところであったんですが、やはりそこで、判断の基準となったのがですね、住民の皆さんの買い物の意向というのが町内ではなかなか欲しいものが手に入らないというところで、町外へコミュニティバスを走らせる、走らせざるを得ないと、いうことの妥当性についてですね、最終的な判断として断念をしたというところでございます。

いくなれば、今回は仕切り直しということになるかと存じますが、当時とは先ほど申し上げたとおりですね、都市機能の集積が新たにできましたので、それを踏まえて、改めてですね、住民の皆さんの利用の意向と需要予測等を立てまして、できるだけ早期に、これは具体的にはですね、来年度早々にもですね、着手をしてその協議会を立ち上げたいという気持ちで進めておるところでございます。

以上でございます。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

新たな団地ですね、商業施設、も出てくるということで、新たなバス路線が、またそこにも出てくるだろうという部分な協議もされたということなんですが。

そして、今買い物動向が町外へ流れて行ってしまうというふうな話ですけど、そのデータ上はそういうふうな数値になるのかもしれませんが、やはりずっとこの間、こういう住民意識調査をしても、こういう道路事情の問題が、今度の意識調査の中でも、住みにくい、住みたくない、でしたっけ、住みにくい、考えというふうな回答の中で1番ト

ップに挙げられてるが、道路事情、交通問題なんですよ。

これがずっとこの間、だから、同僚議員も他の議員もコミュニティバスですね、導入を急げ、というふうな形で提案をしてきたんです。

それが未だに経ってですね、できてないと、しかも、その団地造成の関係、買い物動向で仕切り直ししたと、いうふうな話ですが、確かに買い物を、ですね、町内で買ってもらうというのは大事だと思います。

そういう意味では、いろんな考え方ができたと思うんですよ、前も、前回は言いましたけども。

この団地を結節点にするんじゃなくて、町内を3カ所ぐらい、輪をつくってですね、そういうところも回るだとか、検討されたというふうな話もありましたけども、やはりこの住民の本当の願いに沿ってないんじゃないかと。

これまで時間がかかるというのはですね。

より良いものをというふうな思いがあるのかもしれませんが、あまりにも住民の要求に答えていない。

そう思わざるを得ないんですけども、来年に草々にはというふうな話ですが、私はですからやはり今回提案した、乗り合いタクシーですね。

これでですね、もうコミュニティバスはやっぱそういう意味では、あそこを結節点にして、町内をどのように回るわかりませんが、そういうバスがあってもいいと思うんですけど、この先ほどから出てます、この高齢化した団地、交通がちょっと不便な団地、そういうところにですね、やっぱりこのすぐ対応できる乗り合いタクシーをですね、私は急いで導入すべきじゃないかなと。

経過としてはあまり変わらないというふうに言われてますけども、方法は色々ありますよね。

タクシー業者に委託したりだとか、乗り合いタクシーも、デマンドで予約制だとか。

その方が非常に効率がいいというふうに思うんですよ、コミュニティバスより。

そういう意味では、このコミュニティバスそのバス路線の確定を待つんじゃなくて、乗り合いタクシーを、優先的に取り組む考えがないか、再度お伺いしたいというふうに思います。

○議長（内村博法議員）

久保平企画課長。

○企画課長（久保平敏弘君）

答弁の中でですね、コミュニティバスと乗り合いタクシーは法的な位置づけ。

それと導入手順に相違はないと。

車の大きさといいますかね、形状が異なるということを申し上げました。

ただ、車の形状が異なるちゅうのは、議員御指摘のとおりですね、ある意味、イメージとしてですね、柔軟な、対応ができるというようなことはもちろんございます。

乗り合いタクシーを論じる場合にですね、デマンド交通、デマンドのタクシーという形式がですね、割と導入されてるということがございます。

デマンドですから、要求に答えて柔軟に対応するということがですが、そのデマンドもですね、先ほどおっしゃったように色々な形式がございまして、ルートと時刻表を設定をして、乗るか乗らないかだけをですね、事前に連絡を受けて、乗る人がいなかったら走らせないと。

利用者がいれば走らせるというような形式もございますし。

バス停を一定固定するんですが、特定の区間だけはですね、それをどこでも乗り降りできるようにすると、そういったこともできるようでございます。

ただ、いずれにいたしましても先ほど申し上げた地域公共交通会議というものを立ち上げまして、そこで利害調整を行う必要がございます。

ですから、そういったことでドアツードアのですね、デマンドタクシーというのをイメージしやすいんですが、それをやりますと、タクシー事業者が大きな損害を被るということもございますし、現状で想定するにしてもですね、どこからどこへ走らせるのかと。

これが1番重要となっまいりますので、いずれにしても住民の皆さんの需要予測ですね、どこへ、何をしに利用をするのかというところ、見極めた上でないとなかなか対応できない、検討ができないという事情がございます。

その点についても御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

今、久保平課長が言ったとおりであります。

言い訳ではないんですけども、実はコミュニティバスをあの時に止めたのはですね、実はコミュニティバスがいいのかデマンドがいいのかですね、そういったところちょっと逡巡した部分がありました。

といいますのは、その結節点というのがはっきりしないとですね、ただぐるぐる回るというだけでは、収集がつかないというようなところがございました。

特にコミュニティバスは、買う、これは購入が必要なんですね、購入する場合は2台必要なんですね。

1台は修理等々ありますので、そうしますと莫大な金になるもんですから。

もう少し見極めて、本当にコミュニティバスがいいのか、デマンドがいいのか、乗り合いタクシーがいいのか。

そういったものがですね、ちょっとまだ検討する必要があったもんですからね、今、こういうような状況になっておりますけれども、そのあたりを含めて、今度は結節点も

できますしそのあたりを見極めてですね、きちっとした対応をやっていきたいというふうに思っております。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

私、最初の質問で挙げましたように、町がそこを結節点としてね、コミュニティバスを走らせると、それはそれなりに、必要性を感じてる住民の皆さんもいらっしゃるというふうに思いますんで、そこを否定するわけじゃないんですが、いわゆるこの乗り合いタクシーの場合は、結節点がですね、そこまでだというふうな状況に多分ないと思うんですよね、途中で乗り降りできると。

予約制で、例えば、うちの地域ならここに乗り合いタクシーがいますと、

予約制で予約がする人が出ますと。

予約がなければ、タクシーはそこには行かないということで、住民の、そのなんでしょう、そういう要求に答えられる対応になるわけですよね。

課長も言いました、色々やっぱりこの利害関係が含まれてくるというふうに言われていますけども、実際どこの地域でも、もう既にやられてる、取り組む事業であってですよ。

長与町だけがその色々な問題が生じてね、できないということはない。

やっぱ僕はね、行政の姿勢だと思うんです。

本当に、この早急に取り組まなければならないという、その姿勢が私は、こういうふうに遅れてきてる原因かなというふうに思いますんで、これも、いろいろ動向調査だとかですね、いろいろ調査しなければならないというのも、これまで十分してきてるんじゃないんですかね。

この間。

ですからあとは、もうそれはお金が掛かるというふうに言いますけれども、当然お金がかかることですよ。

でも、そこには住民サービスを、やろうと、やはり不便な人達に便利な町にしてやろうというふうな気持ちでカバーするところだというふうに思いますんでね。

是非あの、早急に取り組んでいただきたいというふうに再度お願いしたい。

早急に来年度には、会議を持つんですかね、会議をするんですかね。

その流れも含めてですよ。

じゃあ、いつまでにやろうと思ってるのか。

乗り合いタクシー、コミュニティバスも含めてですね。

いつまでにしたいと思ってるのか。

再度その辺をお伺いしたいというふうに思います。

○議長（内村博法議員）

久保平企画課長。

○企画課長（久保平敏弘君）

まずはですね、既存の路線バスですね、このルートがどうなるのか、長崎バス、バス事業者がですね、ダイヤも含めてですね、こういった形でですね、今後バス路線、もしくはダイヤをですね、設定してくださるのか。

それを基本といたしまして、先ほどのですね、地域公共交通会議を、これは会議を開催するというのではなくて、常設のですね、そういう機関というふうに考えていただければと思います。

当然ですね、コミュニティバスを走らせることによって既存のバス路線の利用者数が、減少してその路線のダイヤが間引かれる等のことがあればですね、それは本末転倒ということになります。

基本的に既存のバスルートはコミュニティバスはですね、同じルートでは走れないというような様々なですね、制約といたしますか、条件もございます。

それを調整していくというのが、この公共交通会議でございます。

ですので、現状でですね、申し上げられるのは、できれば来年度の早い時期にということを考えております。

ただ、その前提としては、やはり、既存バスのルートはどうなるのか、ダイヤはどうなるのかというところが、その前提となりますので、そういう意味合いでですね、御理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

もう一度確認します。

来年度の早い時期にコミュニティバスの運行が始まるというふうに思ってるのか、その調整会議を開くというふう、持つというふうな意味なのかですね、その辺を再度確認させていただきたいと思います。

○議長（内村博法議員）

久保平企画課長。

○企画課長（久保平敏弘君）

公共交通会議の議論は一定の時間が掛かることが想定をされております。

ですので、来年度の早い時期にと申し上げてるのは、地域公共交通会議の立ち上げ、でございます。

以上でございます。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

それができて、そうすると、後1年2年後ですかね、そういうスパンになるのかなというふうに思うんですけども。

そういう会議も大事だと思います。

当然でやっていかなければならないというふうに思いますけども、やっぱり、どこか団地ができてそのバス路線が確定してというふうな話は、ちょっと、その辺技術的にちょっとそういうふうなの乗り越えなければならぬというふうなのは理解するんですが、私はやっぱりその、当然この乗り合いタクシーの場合はバスが走っていないところを走ってもらう条件になると思うんですよね。

そういう意味では、この部分だけでも先に協議ができるんじゃないかなというふうに思ってる。

バス路線、バス会社が入ってじゃなくて、バスが通っていない地域での乗り合いタクシーの運行というのは、可能にならないんですかね。

もう一度お伺いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

久保平企画課長。

○企画課長（久保平敏弘君）

柔軟にですね、デマンド等に利用しやすいという意味では、コミュニティバスと乗り合いタクシーではですね、違いがございますが、導入に至るまでの法的な手続き等についてはですね、全く同様でございますので、これについてやはり一定の時間が必要であると考えております。

以上でございます。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

であるならば、その路線ができる前に、この交通状況を確認する会議というのは設置ができないんですか。

そこはどうですか、できないですかね。

○議長（内村博法議員）

久保平企画課長。

○企画課長（久保平敏弘君）

法的にどうかというのはちょっとわかりませんが、いずれにしても、その乗り合いタクシーの導入を検討する地域公共交通会議を立ち上げるにいたしましても、長崎、失礼しました、バス事業者も当然これにはメンバーとして参加をしていただくこととなりますので、やはり長与町の全体をですね、見渡した形での公共交通を考えている場合においてはですね、やはり一定ですね、バス路線を基本とした、検討が必要になるのではないかと考えておるところでございます。

以上です。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

ですから、そういう意味では、もう少し調べてですね、可能ならばですよ、そのバス路線が確定する前から、やっぱりその導入調査のですね、検討していただくということが、時期的にも、少しでも早くなるわけですから、是非、進めていただきたいと。

何度も言うようですが、コミュニティバスがコミュニティバスで走ってもらっても、その利用する人、それを望んでる人がいらっしゃると思うんで、それはそれでいいと思うんですけども。

そうじゃない、バス停がやはりバス停が遠い、バスが自分の所まで来ない、そういう人達はやはり、コミュニティバスが来るの待つんじゃないで、こうした取り組みでですね、対応して、是非いただきたい。

それがやっぱり住民の皆さんの要望ですから、早急にそういう会議を持っていただくことも併せてお願いして、町長の改めて見解を伺いたいと思います。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

私も、先ほど申し上げましたとおり、コミュニティバス、乗り合いタクシー等々の導入については、必要だと思っておりますのでですね。

そのあたりを議員おっしゃるような形で、できるだけ早く、取り組めるようにですね、努力をしていきたいと思っております。

○議長（内村博法議員）

河野議員。

○14番（河野龍二議員）

これもですね、議会の中で、そういうふうに、早急にと、どういう形に出るかわかりません。

やってみて無理だったというふうな、ところも出てくるかもしれませんが、議会の中で、議論して、そういうふうに早急にやりたいというふうな思いですから、私は是非早急にですね、町長から指示をしていただいて、いろんな方策を考えて、できるだけ早急にできるようにですね、努力していただきますことをお願いといたしまして、質問終わりたいと思っております。

○議長（内村博法議員）

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

お疲れさまでした。